

昭和三十三年六月六日 発行

編集発行人 神戸大学庶務課長

発行所 神戸大学調査掛

○神戸大学附属図書館長選考内規制定

神戸大学附属図書館長選考内規を次のように定める。

昭和三十三年六月六日

神 戸 大 学 長

神戸大学附属図書館長選考内規

第一条 神戸大学附属図書館長選考内規第四條第二項の規定による図書館長の選考は、この規程により、図書館長候補者推薦委員会（以下推薦委員会といふ。）の推薦した候補者について行うものとする。

第二条 推薦委員会は、各学部長、分校主事をもつて組織する。

第三条 推薦委員会は、学長の諮問により、館長候補者一名以上を選定して推薦するものとする。

第四条 館長となることのできる者は、専任の教授とする。

附 則

この内規は、昭和三十三年六月六日から施行する。

○神戸大学教官停年に関する内規中一部改正

神戸大学教官停年に関する内規の一部を改正する規則

神戸大学教官停年に関する内規（昭和二十八年一月二十九日制定）の一部を、次のように改める。

- 1 附則第二項を削る。
- 2 附帯決議第一項から第三項までを削り、第四項を第一項とする。

附 則

この規則は、昭和三十二年七月十八日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

神戸大学学長選考規程の一部を改正する規程

神戸大学学長選考規程（昭和二十八年十月十五日制定）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号を次のように改める。

- 1 文学部、教育学部、法学部、経済学部、経営学部、理学部、工学部から各二名

附 則

この規程は、昭和三十三年九月十二日から施行する。

備考 同規程に付した附帯決議は、九月十二日限り削除する。